



平成 25 年 1 月 17 日 発表

担 当	岐 阜 労 働 局 監 督 課
	監 督 課 長 松 野 明 広 監 察 監 督 官 大 谷 徹 電 話 058-245-8102

## 技能実習生を受け入れている 78%の事業場に労働基準関係法令の違反

- 技能実習生受入事業場に対する監督指導結果 -

### ポ イ ン ト

- 1 「第7回 技能実習生等受入適正化推進会議」を開催
  - (1) 日時 平成 25 年 1 月 21 日 (月) 午後 2 時 ~ 同 4 時
  - (2) 場所 ホテル グランヴェール岐山 (岐阜市柳ヶ瀬通 6 - 14)
  - (3) 技能実習生に関係する行政機関、労使・関係団体、市が参加。
- 2 技能実習生受入事業場 (実習実施機関) 等に対する監督指導結果
  - (1) 平成 23 年度 監督指導結果
    - ア 労働基準関係法令違反の認められた受入事業場の割合 (違反率) は 78.3% と依然として高水準にあり、22 年度 (75.2%) を上回っている。  
労働基準関係法令は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等である。
    - イ 最低賃金や割増賃金等の法違反について、受入事業場が遡及して支払った是正総額は、約 5,953 万円。
    - ウ 技能実習生 1 名当たりの是正支払額は、約 58 万円と 22 年度 (約 44 万円) を 14 万円上回る。
  - (2) 平成 24 年度 (4 ~ 11 月) 監督指導結果
    - ・ 違反率は 79.6% と 23 年度よりも増加しており、改善傾向に至っていない。
  - (3) 監督指導時における受入事業場の隠蔽行為
    - ・ 監督指導を実施した約 2 割の受入事業場において、事業主からの虚偽説明・説明拒否 (22.9%)、帳簿等の改ざん・提出拒否 (19.1%) 等の隠蔽行為が認められた。
- 3 送検状況

技能実習生に係る労働基準法・最低賃金法違反として、23 年度と 24 年度に各 1 件の受入事業場を送検 (いずれも縫製業)。

岐阜県内で就労する外国人技能実習生は平成 23 年 10 月末現在で 7,461 人であり、全国最多の愛知県（1 万 4,989 人）に次ぎ、2 番目に多く受入れをしている都道府県となっています。

また、岐阜県内における技能実習生受入事業場数は 1,628 件あり、愛知県（2,640 件）茨城県（1,950 件）に次ぐ件数（平成 24 年 7 月現在）となっていますが、これらの中には、不適切な労務管理等を行っている事例も数多く見受けられる状況にあります。

このような状況を踏まえ、岐阜労働局（局長：佐々木 秀一）では、技能実習生の労働条件確保・改善を行政の最重要施策の一つとして、次の取組を進めています。

## 1 「第 7 回 技能実習生等受入適正化推進会議」の開催について

岐阜県内で発生している外国人技能実習生等の受入に係る問題を広く県民にも理解いただき、不正防止の気運醸成を目的として、平成 18 年から関係行政機関、労使・関係団体に呼びかけ、「技能実習生等受入適正化推進会議」を設置しています。

今年度においても、同会議を次のとおり開催します。

- (1) 日 時 平成 25 年 1 月 21 日（月）午後 2 時～同 4 時
- (2) 場 所 ホテル グランヴェール岐山  
（岐阜市柳ヶ瀬通 6 - 14 電話 058-263-7111）
- (3) 座 長 初山 錡 吾（朝日大学大学院法学研究科教授）
- (4) 構成員 厚生労働省岐阜労働局、法務省名古屋入国管理局、岐阜県、岐阜県警察、国際研修協力機構、連合岐阜、岐阜県経営者協会、岐阜県中小企業団体中央会

そのほか、実習実施機関が多く所在する市、経済産業省中部経済産業局がオブザーバーとして参加

### (5) 会議内容

- ア 技能実習生受入事業場等に対する監督指導結果
- イ 監督指導の実施状況
- ウ 構成員等からの技能実習生対策の推進状況
- エ 監理団体及び発注者に対する文書要請

技能実習生の適正な受入を推進するため、岐阜県内の受入事業場を監理する監理団体（約 220 件）及び縫製業への発注事業者団体（3 件）に対し、同会議名による文書要請を行います。

## 2 技能実習生受入事業場等に対する監督指導結果について

### (1) 平成 23 年度 監督指導結果 (資料 1 参照)

ア 平成 23 年度(平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月)に県内 7 労働基準監督署が実施した監督指導結果をみると、監督を実施した受入事業場 92 件のうち 72 件(違反率 78.3%)において労働基準関係法令(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法)の違反が認められ、是正勧告等を行いました。

イ 法違反の状況としては、法定割増賃金の不払(32 件、違反率 34.4%)が最も多く、労働時間(30 件、違反率 32.3%)、最低賃金未満の賃金の支払(22 件、23.7%)、賃金不払・不適正な賃金控除(19 件、20.4%)の順で多くなっています。

ウ 賃金関係の是正勧告に基づき、29 件の受入事業場(対象技能実習生 102 名)が合計 5,953 万 1,298 円の差額を遡及して支払うなどの是正を行っています。

### (2) 平成 24 年度(4 月～11 月) 監督指導結果 (資料 2 参照)

ア 平成 24 年度(4 月～11 月)の監督指導結果みると、監督指導を実施した受入事業場 49 件のうち 39 件(違反率 79.6%)において労働基準関係法令の違反が認められるなど、依然として高水準の違反状況となっています。

イ 法違反の状況としては、労働時間(29 件、59.2%)が最も多く、法定割増賃金の不払(17 件、違反率 34.7%)、労働安全衛生基準(11 件、22.4%)の順で多くなっています。

参考：主な法違反の内容

法違反の項目・条文	法違反の内容
法定割増賃金の不払 (労基法第37条)	時間外、休日、深夜労働を行わせた場合には、基本給等から算定した時間単価に25%～35%以上の割増賃金を支払う必要があるが、これ以上の金額を支払っていないもの。
労働時間 (労基法第32条)	1日8時間・週40時間以上の時間外労働を行わせる場合には、あらかじめ労働者代表と「時間外休日労働協定届(36協定届)」を締結した上、労働基準監督署長に届け出る必要があるが、36協定の未締結や未届出で時間外労働を行わせたり、36協定で定めた延長時間を超える時間外労働を行わせるもの。
最低賃金未満の賃金の支払 (最賃法第4条)	岐阜県最低賃金を下回る賃金を支払っているもの。 岐阜県最低賃金(時間額) 713円(24.10.1～)、707円(23.10.1～)
賃金不払・不適正な賃金控除 (労基法第24条)	労働契約で定めた賃金を支払わなかったり、労働者代表との賃金控除協定を締結することなく賃金から経費を控除したり、実態のない経費を控除するもの。
労働安全衛生基準 (労働安全衛生法)	労働安全衛生法で定められた安全衛生管理体制の未整備、安全衛生教育や健康診断の未実施、法で定める安全・衛生基準に基づく機械・設備を使用していなかったり、作業方法を遵守していないもの。

(3) 監督指導時における受入事業場の隠蔽行為（資料3参照）

監督指導を実施した約2割の受入事業場において、事業主からの虚偽説明・説明拒否（22.9%）、帳簿等の改ざん・提出拒否（19.1%）等の隠蔽行為が認められました。

3 送検について（資料4参照）

労働基準関係法令違反が認められた受入事業場のうち重大・悪質な事案については、労働基準法等違反で送検することとしています。

23年度と24年度には、各1件の受入事業場（いずれも縫製業）を技能実習生に係る労働基準法・最低賃金法違反の疑いで岐阜地方検察庁に送致しています。

4 今後の対応

当局では、引き続き受入事業場に対する監督指導を行い、重大・悪質な事案については司法処分（送検）を含め厳しい態度で臨むこととしています。

【資料】

- 資料1 技能実習生関係監督指導実施状況（平成19～23年度）
- 資料2 実習実施機関に対する監督指導結果（平成24年4月～11月）
- 資料3 監督指導時における受入事業場の隠蔽行為
- 資料4 技能実習生関係送検事例（平成23～24年）

## 技能実習生関係監督指導実施状況(平成19年度～平成23年度)

岐阜労働局労働基準部監督課

## (1) 主な法違反の状況

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
監督実施事業場数	212		106		89		113		92	
違反条文	違反数	違反率	違反数	違反率	違反数	違反率	違反数	違反率	違反数	違反率
労働基準法第15条(労働条件の明示)	9	4.2%	9	8.5%	9	10.1%	16	14.2%	8	8.6%
労働基準法第18条(貯蓄金管理)	16	7.5%	6	5.7%	5	5.6%	6	5.3%	5	5.4%
労働基準法第24条(賃金の支払い)	39	18.4%	19	17.9%	5	5.6%	27	23.9%	19	20.4%
最低賃金法第4条(最低賃金)	20	9.4%	17	16.0%	22	24.7%	33	29.2%	22	23.7%
労働基準法第32条(労働時間)	50	23.6%	20	18.9%	12	13.5%	43	38.1%	30	32.3%
労働基準法第37条(割増賃金)	84	39.6%	50	47.2%	47	52.8%	54	47.8%	32	34.4%
違反事業場計	168	79.2%	74	69.8%	64	71.9%	85	75.2%	72	78.3%

## (2) 文書指導の状況

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
母国語による労働条件の明示	3	1.4%	1	0.9%			14	12.4%	20	21.5%
労働時間管理の適正化	17	8.0%	4	3.8%	8	9.0%	1	0.9%		
賃金明細書の交付	13	6.1%	4	3.8%					1	1.1%
割増賃金支払いの適正化	2	0.9%			1	1.1%	1	0.9%	14	15.1%
パスポート、通帳等保管の適正化	3	1.4%	3	2.8%	4	4.5%	1	0.9%	5	5.4%
研修生の「時間外労働」の適正化	8	3.8%	1	0.9%			3	2.7%	3	3.2%
積立貯金の適正化	1	0.5%								
強制貯金の排除	2	0.9%								
管理費、組合費等の控除	2	0.9%					10	8.8%	1	1.1%
安全衛生	10	4.7%							13	14.6%

## (3) 是正支払額の状況

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
支払総額	6,192万2,803円	9,972万8,185円	4,547万2,651円	7,603万9,133円	5,953万1,298円
対象技能実習生人数	136人	166人	127人	170人	102
1人平均額	45万5,315円	60万0,772円	35万8,052円	44万7,289円	58万3,640円
対象事業場数	38事業場	48事業場	39事業場	42事業場	29事業場

## (4) 監理団体に対する指導状況

	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
監督実施機関数	17		3		8		2		4	
指導事項	指導数	指摘率	指導数	指摘率	指導数	指摘率	指導数	指摘率	指導数	指摘率
母国語による労働条件の明示	4	23.5%							1	33.3%
賃金明細書の交付	2	11.8%								
適正な労務管理	1	5.9%					1	50.0%		
適正な労働時間管理	1	5.9%			1	12.5%				
適正な割増賃金の支払い	2	11.8%								
適正な貯蓄金管理	1	5.9%							1	33.3%
実習実施機関に対する継続指導の実施	4	23.5%			2	25.0%	1	50.0%		
賃金控除協定の締結	4	23.5%							1	33.3%
時間外・休日労働協定届の適正化	1	5.9%								
研修生の「時間外労働」の適正化	1	5.9%								
指導事項のあった機関数	12	70.6%			3	37.5%	1	50.0%	2	66.7%

実習実施機関に対する監督指導結果(平成24年4月～11月)

< 業種別労働基準関係法令違反の状況 >

	合 計	違 反 率 ( %) )	製 造 業						建 設 業	農 業	そ の 他
			食 料 品 製 造 業	織 維 製 品 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	左 以 外 の 製 造 業			
監督指導実施事業場数	49		4	37	3	1		4		1	
うち違反事業場数	39		4	27	3	1		4		1	
違反率(%)	79.6		100.0	73.0	100.0	100.0		100.0		100.0	
主な違反内容	労働基準法第15条	2	4.1		1			1			
	同法第24条	4	8.2		3					1	
	同法第32条	29	59.2	4	16	3	1	4		1	
	同法第34条										
	同法第35条	1	2.0			1					
	同法第37条	17	34.7		15	1				1	
	同法第89条	6	12.2	1	4			1			
	同法第108条	8	16.3		8						
	同法(その他)	11	22.4	1	10	1					
	最低賃金法第4条	5	10.2		4					1	
	労働安全衛生法	11	22.4	2		1		2			
	安全関係	5	10.2	1	1	1		2			
	衛生関係	8	16.3	2	4			2			
その他	2	4.1		1	1						

## 監督指導実施時における実習実施機関による隠蔽の状況（平成24年4月～11月）

No	隠蔽の内容		計	適正	隠蔽の事実を 確認した	その他	非該当
1	監督指導時における実習実施機関からの立入拒否、監督時の抵抗。	件数	49	44	3	1	1
		(%)	100.0%	91.7%	6.3%	2.1%	
2	監督指導時における事業主等からの虚偽説明、説明拒否。	件数	49	26	11	11	1
		(%)	100.0%	54.2%	22.9%	22.9%	
3	監督指導時における事業主等からの帳簿等の提出拒否、改ざんされた帳簿等の提出。	件数	49	24	9	14	1
		(%)	100.0%	51.1%	19.1%	29.8%	

注：「非該当」は、監督指導時には技能実習生の受入れをしていなかった場合等。パーセンテージは、非該当を除いて集計している。

### 実習実施機関による隠蔽の事例(24年)

No	隠蔽状況	労働基準監督署の対応
1	<p>1時間当たりの割増賃金額が400円であることや長時間労働の実態を隠すため、個々の技能実習生に銀行口座を2口座開設させた上、第1口座には毎月の生活費15,000円と賃金台帳に記入をした虚偽の割増賃金額を振り込み、第2口座には実際の割増賃金額と第1口座で支払った割増賃金との差額を振り込むことで違法行為を隠蔽。</p> <p>日々の労働時間記録（タイムカード等）についても改ざんしていた。</p>	<p>同社の人事労務関係資料に記入された事項と実際の勤務状況・賃金額に不整合が認められたことから（勤務カレンダーの出勤日と実際の出勤日が一致しないこと、基本給が引上げられているにもかかわらず、税・社会保険料等が変更されていないこと、1日1時間の残業しかしていないと主張するも、納品伝票等の記録からそれ以上の残業をしている状況にある等）時間をかけて矛盾点を事業主に追及。最終的には法違反及び隠蔽の事実を認め、是正勧告書を交付し、グループ企業全体で差額が払われて是正が図られた。</p>
2	<p>割増手当額を1時間350円で支払っていることを隠蔽するため、割増手当を1時間883円、1か月の残業時間を40時間であるかのように、賃金台帳、タイムカード等の労働時間記録を改ざん。さらに技能実習生に対し「夜間に監督署が来たら中には入れず、仕事を止めて電気を消しすぐに寮に戻ること、残業代は1時間890円と言うように」と強く指示していた。そのため、技能実習生は監督指導実施時に事業主の指示どおりであると説明していた。</p>	<p>タイムカードの記録が相当期間なく、全ての技能実習生の始業・就業時刻が同一であったことなどの矛盾点を事業主に追及したところ、改ざんの事実を認めた。生産目標・実績の記録から休日を与えることなく技能実習生を労働させていることを確認した。是正勧告書を交付し、差額が支払われて是正が図られた。</p>

## 技能実習生関係送検事例（平成23～24年）

平成23年

1	管轄署	岐阜	送検年月日	平成23年3月
<b>送検法条項</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低賃金法第 4 条違反（最低賃金の効力）</li> <li>・労働基準法第 1 5 条違反（労働条件の明示）</li> <li>・労働基準法第 3 2 条違反（労働時間）</li> <li>・労働基準法第 3 5 条違反（休日）</li> <li>・労働基準法第 3 7 条違反（時間外・休日及び深夜の割増賃金）</li> </ul>		
<b>事件概要</b>				
<p>被疑者（個人事業）は、縫製業を営んでいるが、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 2 1 年 7 月から平成 2 2 年 3 月までの賃金について、その所定支払日に岐阜県最低賃金（時間額：6 9 6 円）以上の金額を支払わなかった</li> <li>2 平成 2 1 年 7 月から平成 2 2 年 3 月までの間、法定の労働時間（週：4 0 時間、1 日：8 時間）を延長及び深夜の時間帯（午後10時から午前5時まで）に労働させながら、通常の労働時間の賃金計算額の 2 割 5 分以上の率で計算した割増賃金を所定支払日に支払っておらず、また法定休日（日曜日）に労働させながら、通常の労働時間の賃金計算額の 3 割 5 分以上の率で計算した割増賃金を所定支払日に支払わなかった</li> <li>3 労働契約の締結の際に、労働時間や賃金等に関する法定事項について、書面を交付する方法により労働条件に明示していなかった</li> <li>4 有効な時間外・休日労働に関する協定の締結なく、時間外・休日労働を行わせていたものである。</li> </ol> <p>（なお、被疑者らは立入調査の際に、労務管理に関する関係書類の提出を求められた際に、労働基準監督官に対して、虚偽の陳述をし、虚偽の記載をした書類を提出したものである。）</p>				



平成24年

1	管轄署	関	送検年月日	平成24年 6月
<b>送検法条項</b>		・労働基準法第 32条違反（労働時間） ・労働基準法第 37条違反（時間外・休日及び深夜の割増賃金） ・労働基準法第 120条違反（労働基準監督官に対する虚偽陳述 虚偽書類の提出）		
<b>事件概要</b> 被疑者（個人事業）は、縫製業を営んでいるが、中国人技能実習生6名に対し、 1 平成22年3月から同23年11月までの間、労使協定で定めた1か月42時間の時間外労働時間の上限時間を超え、かつ同期間の間に1年320時間を超える時間外労働を行わせた。 2 平成22年3月から平成23年11月までの間、法定の労働時間（週：40時間、1日：8時間）を延長した労働をさせながら、通常の労働時間の賃金計算額の2割5分以上の率で計算した割増賃金を所定支払日に支払わなかった。 3 労働基準監督官の立入調査の際に、労働基準監督官に虚偽の陳述をし、かつ虚偽の記載をした給与明細書、タイムカード等の書類を提出した。				